

R8年度 庄内町立立川中学校「部活動・地域クラブ」ガイドライン

2019年4月から実施（2026年4月改訂）

活動区分	部活動 (学校が主催)	地域クラブ (クラブ責任者が主催) 学校として大会出場
めざす子ども像	① 自立 自ら進んでスポーツ・文化活動に取り組む自立した子ども ② 向上心 向上心を持ってスポーツ・文化活動に取り組むたくましい子ども ③ 感謝 仲間と助け合い、感謝の心でスポーツ・文化活動に取り組める心豊かな子ども	
運営	◎学校(顧問)・地域指導者(コーチ)・保護者会 三者の連携と協力による運営 ・学校並びに庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドラインに基づいた運営	
加入	○任意加入 ・毎年4月末に登録 ・見学、仮入部期間を経て決定	○任意加入 ・強制ではない
管理と指導	○管理は校長 ・顧問、部活動指導員、地域クラブの地域指導者が指導にあたる	○管理は地域クラブの責任者 ・顧問は参加しない ・過剰練習、勝利至上主義、家庭の経済的負担、生徒の疲労増にならないようにする
活動の時間	○(クラブと合わせて) ・平日2時間程度 ・休日、長期休業3時間程度 ○～17:00 ○火・水・木・金曜日の4日間が活動可能	○(部活動と合わせて) ・平日2時間程度 ・休日、長期休業3時間程度 ○翌日の授業に支障がないように夜間練習は21時まで完全に終了する
活動のない日	①顧問と地域クラブが連絡を取り合い、部活動・地域クラブ活動をあわせた「月別活動計画表」を毎月25日まで作成し、社会教育課に提出する。社会教育課→学校 双方でチェックする。 部活は顧問が、地域クラブは責任者が生徒・保護者・コーチに連絡する。 ②活動自粛基準 ・会議、行事、悪天候、熱中症、感染症の流行等で活動停止を学校から依頼された日 ・テスト5日前からテスト前日までのテスト前諸活動停止期間 ・大会参加の関係で上記以外に活動を必要とする部活動・地域クラブは校長の承認を要する	
活動のない日	①週に2日以上「活動をしない日」(完全休養日)を設ける。(平日1日、土日1日) ②庄内町では原則として、月曜日(祝祭日除く)は部活動、クラブを行わない完全休養日とする ・「活動をしない日」は原則月曜日と日曜日とする ・日曜日に活動する場合は、土曜日を完全休養日とする ③強化練習会や大会参加等で土・日曜日に続けて活動する場合は、 <u>翌週</u> 休養日(月曜日)に加え、もう1日休養日を設ける ・ <u>ガイドラインの趣旨に沿い、土日連続活動が数週にわたり続くことがないようにする</u> ⑤長期休業中は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける ・ <u>年末年始、お盆1週間程度は学校施設の貸し出しを停止します</u>	
保険	○日本スポーツ振興センターの保険	○任意保険へ加入(活動必須の条件) ・地域指導者も任意保険へ加入
経費	○生徒会、教育後援会より補助あり ・個人持ちの用具は個人(保護者)負担	
大会参加	○顧問が監督を務め、指導・引率にあたる ・顧問の引率は中体連主催大会(総体、新人)のみ	○中体連主催大会(総体、新人)以外の大会は、クラブや保護者対応で参加 ・参加大会は、大会の趣旨、生徒の疲労、安全、経済的負担を考慮して計画してください
強化練習試合	○中体連主催の強化練習会は、部活動顧問が対応することができる	○中体連主催の強化練習会以外はクラブで対応
遠征・合宿 遠征:「県外または泊を伴う活動」	○原則計画しない	○地域クラブ活動においても、遠征・合宿について学校と活動計画を共有し連携を図る。 ・経済的負担や生徒の負担を十分考慮 ・合宿をする場合は長期休業中に
朝練習	○原則計画しない	
大会送迎	○中体連主催大会(総体、新人)は教務主任がSB配車を計画する	○中体連主催大会(総体、新人)以外の大会はクラブで送迎
自家用車送迎	○自分の子ども以外送迎しない。	○各クラブの責任となる。やむを得ない場合は保護者の了解や保険加入などの備えを推奨。

中体連登録クラブとして大会に出場するクラブ(体操、サッカー、バドミントン、陸上、柔道)の皆様へ

- ① 国県町ガイドラインや上記の学校ガイドラインに準じる活動をするようにお願いします。
 - ・特に週2日の休日、練習時間平日2時間、休日3時間程度
 - ・学校の活動自粛基準についてもご協力をお願いします。
 - ・町の補助金を受けている地域クラブは、町ガイドラインを遵守する義務があります。
- ② 中体連主催大会の参加費や県以上の大会へ町と立川中教育後援会から補助金があります。
(町教委や学校にお問い合わせ下さい)